

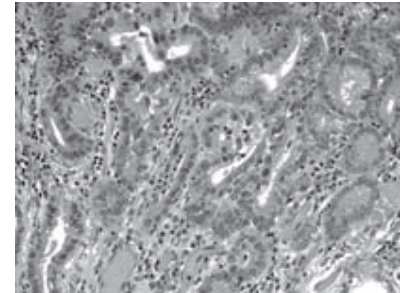
病理組織検査（病理診断）



臨床検査部
小糸 庄円

今回は「組織検査」の仕事についてお話ししたいと思います。

検査対象は、内視鏡検査や手術で人の体から得られるすべての組織（臓器）です。臨床検査技師は病変を含む組織から、厚さ数ミクロンに薄く切った組織標本を作り、観察しやすくするために染色（色素で色をつける）を行います。作製した標本を病理専門医師が顕微鏡で観察して病気の診断を行うのが病理診断です。



胃癌（HE染色）

■ 病理組織検査で何がわかるのか？

画像診断や内視鏡検査で異常が見つかった場合に「病変部を採取して検査します」と言われた方がいらっしゃるかもしれません。これは組織検査を行うために病変と思われる「人体の一部を採取して検査を行います」という意味で、採取した病変部の組織を顕微鏡で観察することにより、良性もしくは悪性腫瘍などの病理診断を行うことができます。病理診断とは、組織や細胞の形態を観察し、診断の確定、病期、予後の推定、治療効果の判定などです。

■ 標本作成と病理診断の流れ

	検査手順	担当者
1	人体の一部の組織（臓器）の採取	各診療科医師
2	採取組織の固定（ホルマリン溶液）：自己融解による破壊を防ぎ、生体内に近い状態を保つ	各診療科医師 臨床検査技師
3	肉眼診断：肉眼的に病変の部位、大きさ、広がりを観察し、必要な大きさに切り出す	病理科医師
4	ガラス標本作製（顕微鏡標本）	臨床検査技師
5	顕微鏡で観察し病理診断をする	病理科医師

上記の組織（臓器）の顕微鏡標本は、当院では5名の臨床検査技師で作製しています。また、病理診断は病理科の医師（常勤1名、非常勤4名）が行っています。